

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 伊藤 進  様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒160-0023 日本国東京都新宿区西新宿七丁目4番4号 武蔵ビル		発送日 (日.月.年) 19.09.2017	
出願人又は代理人 の書類記号 17P00761		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2017/025032	国際出願日 (日.月.年) 07.07.2017	優先日 (日.月.年)	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A61B1/00(2006.01)i, G02B23/26(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) オリンパス株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 06.09.2017			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 原 俊文 電話番号 03-3581-1101 内線 3292	2Q	4078

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式(PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式(PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-13	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-13	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-13	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : WO 2017/104090 A1 (オリンパス株式会社)  
 2017.06.22, 段落[0002], [0012]-[0044], [0078]-[0082],  
 [0088]-[0092], [0103], 図1-12, 19, 24 (ファミリーなし)  
 文献2 : JP 2012-184983 A (三星テクウィン株式会社)  
 2012.09.27, 段落[0018]-[0040], 図8 & KR 10-2012-0100673 A

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-2により進歩性を有しない。

文献1には、光学ユニット1が設けられた内視鏡と、前記光学ユニット1に設けられ、磁石12及びコイル11を有し、前記磁石12は前記コイル11に対して可動であるボイスコイルモータ10と、を具備する内視鏡システムが記載されている。そして、文献1の段落[0103]に、前記光学ユニット1に対し、磁気抵抗効果素子を用いて構成され、前記コイル11の径方向外周側に設けられる支持部材に固設される磁気検出器と、前記磁気検出器の検出結果に基づいて前記コイル11に流れる電流を制御する電流制御部と、を具備させて、前記ボイスコイルモータ10の駆動力により移動する可動部3の位置を的確に制御できるようにすることが記載されている。

文献2には、レンズ移動枠102と、前記レンズ移動枠102を移動させる駆動力を発生させるボイスコイルモータ106と、前記レンズ移動枠102に固定された検出用マグネット108の磁界を検出するMRセンサ(磁気抵抗素子)110と、検出アンプ122及び減算器126により構成され、MRセンサ110の出力を補正する補正部と、前記MRセンサ110の出力を受けて前記ボイスコイルモータ106の位置を取得し、記憶された所定の情報を用いて、前記補正部が行う演算を調整するCPU130と、前記補正部の出力を基に前記ボイスコイルモータ106の駆動を制御する制御ブロック120と、を具備する撮像装置が記載されている。

文献1に記載された発明と、文献2に記載された発明とは、ボイスコイルモータの駆動力により光学部材を移動させる撮像装置において、前記光学部材の位置を正確に制御できるようにするという課題が共通するから、文献1に記載された発明に、文献2に記載された発明が有するような、磁気検出器の検出信号を補正する手段を組み合わせることは、当業者であれば容易に想到し得るものである。

(補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 2 - 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

文献 2 の段落 [0033] に、検出アンプ 122 において検出された前記ボイスコイルモータ 106 のコイル 106c に流れる電流量を、前記 CPU 103 が調整して前記減算器 126 に出力することが記載されている。このような調整を行うにあたって、前記電流量に所定の比例係数を乗算することや、所定のテーブルデータに基づき前記電流量に対応する調整値を出力することは、いずれも当業者が適宜なし得る程度のものである。

請求項 5 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明において、前記光学ユニット 1 は、筒形状を有する固定部本体 20 と、前記固定部本体 20 の内側に配置され、前記固定部本体 20 の中心軸 C に沿って移動可能で、可動レンズ群 Gv を保持する筒形状の前記可動部 3 と、を有する。また、前記コイル 11 は、コイル線を前記固定部本体 20 の外周部に巻回することにより形成されており、前記磁石 12 は、前記可動部 3 に設けられている。

請求項 6 - 7 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明において、前記コイル 11 の径方向外周側に設けられ、前記磁気検出器が固設される前記支持部材を、前記固定部本体 20 が前記中心軸 C に沿って内挿された筒形状のものとするか、前記磁気検出器を位置決めするための孔や前記コイル 11 のコイル線を通す孔を有するものとするかは、いずれも設計的事項という程度のものである。

請求項 8 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 - 2 により進歩性を有しない。

文献 1 の段落 [0078] - [0082] 及び図 19 に、強磁性体の部材を用いて形成されて前記磁石 12 を引きつける付勢部材 6 を、前記コイル 11 の径方向外周側に設けることが記載されている。文献 1 に記載された発明において、前記付勢部材 6 を前記支持部材に配設することは、当業者が適宜なし得る設計変更という程度のものである。

(次の補充欄に続く)

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 9-10 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1 の段落 [0040] - [0043] に、前記磁石 12 が、前記中心軸 C を中心に等角度で配置された複数の第 1 磁石 12 a を有しており、各第 1 磁石 12 a が、前記中心軸 C に直交する方向に磁気分極されていることが記載されている。文献 1 に記載された発明において、前記磁気検出器を、前記複数の第 1 磁石 12 a のうちの少なくとも 1 つに対向するように配設することは、設計的事項という程度のものである。

請求項 11 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1 の段落 [0040] - [0044] に、前記コイル 11 が、前記中心軸 C に沿って並んだ第 1 コイル 11 a と第 2 コイル 11 b とを有すること、前記磁石 12 が、前記第 1 コイル 11 a の内側に周方向に沿って配設された複数の第 1 磁石 12 a と、前記第 2 コイル 11 b の内側に周方向に沿って配設された複数の第 2 磁石 12 b とにより構成されること、そして、前記複数の第 1 磁石 12 a の磁気分極方向と前記複数の第 2 磁石 12 b の磁気分極方向とは互いに反対方向であり、前記第 1 コイル 11 a と前記第 2 コイル 11 b とは、供給される電流の方向が反転するように接続されることが記載されている。

請求項 12 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1 に記載された発明において、前記磁気検出器が、前記可動部 3 の位置を的確に制御するために設けられるものであることを考慮すると、前記磁気検出器を、前記可動部 3 に設けられた前記磁石 12 の移動範囲内に対応する位置に設けることは、設計的事項という程度のものである。

請求項 13 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1-2 により進歩性を有しない。

文献 1 の段落 [0091] - [0092] に、前記光学ユニット 1 が、ズーム作動を行う対物光学系を構成することが記載されている。また、文献 1 の段落 [0002] に、ボイスコイルモータを用いて可動レンズ群を進退移動させることでフォーカス制御を行うことが記載されている。